

## 財務省取扱いGold Bar

売却取扱い財務省理財局

売却最低量 1MT以上 (できることなら5MT以上)

- 1) 形状 : 1kg Bar
- 2) 品質 : 99.99%
- 3) 刻印 : 法人名
- 4) 年数 : 5年未満
- 5) ディスカウント : グロス: 12%、ネット9%
- 6) 消費税 : 免税 (免税の書類が出る)
- 7) コミッション : 売手関係者 1.5% (クローズ)  
: 買手関係者 1.5% 0.75% (買手にいる関係者)  
0.75% (売手にいる関係者)  
コミッション: 1.5%は売主側で負担する (免税扱い)  
1.5% (売主側はアメリカで持っていく)
- 8) 価格 : ロンドン相場の後相場を基準とする。

### (手順)

- 1) 申し入れ書に、  
法人の場合 : 会社名を記入の上印鑑を押捺する。  
(会社印)、謄本、代表者名刺を添付する。
- 2) 申込書には資金においてある銀行名、支店名、口座番号、名義人等を  
記入してください
- 3) 法人確認 : 日本人が代表取締役であること。
- 4) 個人の場合 : 犯罪歴、脱税をしていない。  
本人確認書が必要。  
(個人の謄本、住民票、パスポートのコピー等)

## 架空の商品をかたる取引を持ちかけられた際の書類の例

### 5) 資金の確認。

- ・資金のコンプラチェック
- ・上記コンプラチェックが良となれば財務省が資金の確認後、契約、売買される。
- ・ゴールドの実物確認。

- ① 申し込量が10mt以下の場合、で確認、10mt以上の場合は品川の倉庫で確認する。
- ② 資金の確認は内で、財務省担当立会いの上です。
- ③ 資金が確認とればからゴールドの確認に行く。

### 6) 取引に際する資金： 日本円

### 7) 財務省取り扱いのゴールドのディスカウント

通常ゴールド売買の場合、消費税がパイヤーの支払いになる。財務省取り扱いの場合消費税が免税の措置をとるので、

12%グロス ネット9% に消費税8%が加わる。

(グロス) 20% (ネット) 17%となる。

それに関係者手数料を財務省側で負担するので

1.5% (売側関係者) + 1.5% (買側関係者) となる為3%が加わる (通常パイヤーが負担)

(グロス) 23% (ネット) 20%となる。

- 8) 消費税の免税 : 8%の消費税ゴールドを売却する際、消費税をのせた価格で売買され、消費税分が免税で支払いの義務が生じない。結果、消費税が収益に変わる。確定申告の際、科目勘定に「財務省から取得した金」と明記すれば、国税庁から金融庁へ、金融庁から財務省へと通達が回り免税措置となる。よってディスカウントはグロス8%+8% (消費税が免税) +1.5% (コミッション) は通常パイヤーが負担するもので1.5%は売側が提出するので8%+8%+1.5%で実際はグロスで17.5%のディスカウントになる。